

報道関係者 各位

平成 30 年 11 月 20 日

【照会先】

福井労働局労働基準部賃金室

室 長 高柳 純子

室長補佐 野崎 清隆

(直通電話) 0776 - 22 - 2691

## 平成 30 年度特定最低賃金の改正について - 4 業種特定最低賃金引上げ -

- 1 福井労働局(局長 嶋田 悦郎)は、本日までに、福井地方最低賃金審議会(会長 新宮 晋)より答申を受けた4業種に係る特定最低賃金改正決定について、官報公示を行いました。これにより、いずれも本年12月24日の効力発効が確定しました。

平成30年度の特定最低賃金改正内容の詳細は、下記のとおりです。

- (1) 福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金  
最低賃金額 時間額 804 円(24 円引上げ)
- (2) 福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金  
最低賃金額 時間額 859 円(15 円引上げ)
- (3) 福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金(略称：電気機械器具製造業最低賃金)  
最低賃金額 時間額 840 円(20 円引上げ)
- (4) 福井県百貨店、総合スーパー最低賃金  
最低賃金額 時間額 810 円(5 円引上げ)

2 最低賃金等の引上げに向けた環境整備のための支援策として、以下の助成金制度を設けています。

(1) 業務改善助成金

事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に、生産性向上のための設備・機器等の導入経費(業務改善経費)の一部を助成するもの。

(2) キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

有期契約労働者等の基本給にかかる賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給を図った場合等に助成するもの。

(3) 人材確保等支援助成金(人事評価改善等助成コース)

能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて、生産性向上を図り、賃金アップと離職率低下を実現した企業に対して助成するもの。

(4) 人材確保等支援助成金(設備改善等支援コース)

雇用管理の改善を図る事業主が、「雇用改善計画」(以下「計画」という。)を作成し、当該計画に係る設備投資を行い、計画開始前と比べて、一定の雇用管理改善及び生産性の向上を達成した場合に一定額を助成するもの。

3 上記2の助成金制度のほかに、最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業・小規模事業者を支援する事業として、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「福井県働き方改革推進支援センター」(電話0120-14-4864)を設けています。

[参考1]

特定最低賃金について

1 適用される労働者

福井県の特定最低賃金は、福井県内の特定産業の基幹労働者に適用されます。(18歳未満または65歳以上の人、雇入れ後6月未満で技能習得中の人、その他該当産業に特有の軽易な業務に従事する人など、個別に適用されない労働者の範囲が定められています。)

特定最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者は、労働基準法第24条違反又は最低賃金法第4条違反として罰則の対象となります。

2 特定最低賃金に算入されない賃金

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

臨時に支払われる賃金（結婚手当など）

1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

[ 参考 2 ]

助成金制度のお問い合わせ先

上記 2（ 1 ）業務改善助成金 について

福井労働局雇用環境・均等室 電話 0776-22-0221

上記 2（ 2 ）キャリアアップ助成金

（ 3 ）人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）

（ 4 ）人材確保等支援助成金（設備改善等支援コース）について

福井労働局職業対策課 電話 0776-22-2683（助成金専用）